



鳥取県公報

平成12年4月19日(水)

号外第46号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（職員課） 1

訓 令

鳥取県訓令第11号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第1の3を次のように改める。

3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合）

.....勤務を命ずる

○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への降任の場合を除く。

（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第…号に該当するため、同項の規定により）.....を命ずる

○括弧内は、地方公務員法第28条第1項各号の規定に該当し、職員の意に反して降任する場合に記載する。

期限（任期）の定めのない職員となる

○勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。

別表の第1の45を次のように改める。

45 降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合）

（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第…号に該当するため、同項の規定により）.....職級に決定する

.....号給を給する

○括弧内は、地方公務員法第28条第1項各号の規定に該当し、職員の意に反して降格する場合に記載する。

附 則

この訓令は、平成12年4月19日から施行する。